

京都市告示第 109 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 16 年 2 月 19 日付けで認可した榎原佃地区自治会の代表者変更の届出、平成 17 年 8 月 22 日付けで認可した直違橋十丁目町内会の代表者変更の届出、平成 18 年 4 月 24 日付けで認可した東一川町自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成 14 年 12 月 2 日付けで認可した向川原町自治会の代表者変更の届出、平成 20 年 4 月 3 日付けで認可した地縁による団体馬ノ目町南部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成 14 年 6 月 13 日付けで認可した桜坂自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成 18 年 3 月 1 日付けで認可した紫野西大徳寺町南部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 4 月 25 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
東一川町自治会	京都市西京区嵐山東一川町 17 番地の 22	京都市西京区嵐山東一川町 10 番地の 4
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	京都市北区上賀茂馬ノ目町 33 番地の 16	京都市北区上賀茂馬ノ目町 41 番地の 28
桜坂自治会	京都市左京区岩倉長谷町 664 番地の 23	京都市左京区岩倉長谷町 650 番地の 97
紫野西大徳寺町南部町内会	京都市北区紫野大徳寺町 67 番地の 62	京都市北区紫野大徳寺町 67 番地の 59

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
榎原佃地区自治会	吉村 昭彦	岸田 耕一
直違橋十丁目町内会	深柄 央尚	由利 のり子

東一川町自治会	西村 博明	岸田 貢
向川原町自治会	原田 雅年	馬場 民子
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	春木 崇紀	水野 茂
桜坂自治会	水谷 淳史	早川 央一
紫野西大徳寺町南部町内会	田原 康二	近澤 勲

3 代表者の住所

	変更前	変更後
檜原佃地区自治会	京都市西京区檜原佃 2番地の4 1	京都市西京区檜原佃 2番地の6 6
直違橋十丁目町内会	京都市伏見区深草直違橋 十丁目1 6 3番地	京都市伏見区深草直違橋 十丁目1 4 5番地の2
東一川町自治会	京都市西京区嵐山東一川 町1 7番地の2 2	京都市西京区嵐山東一川 町1 0番地の4
向川原町自治会	京都市伏見区深草向川原 町3 9番地の4 6	京都市伏見区深草向川原 町2 9番地
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	京都市北区上賀茂馬ノ目 町3 3番地の1 6	京都市北区上賀茂馬ノ目 町4 1番地の2 8
桜坂自治会	京都市左京区岩倉長谷町 6 6 4番地の2 3	京都市左京区岩倉長谷町 6 5 0番地の9 7
紫野西大徳寺町南部町内会	京都市北区紫野大徳寺町 6 7番地の6 2	京都市北区紫野大徳寺町 6 7番地の5 9

(文化市民局地域自治推進室)